

協働のまちづくり通信 No.65

◇お菓子づくりが好きな方
 来！「カフェかきつばた」ポ
 ランティアスタッフを募集！

本市で初めての認知症カ
 エ「カフェかきつばた」を毎
 月第2・4(木)に開催してい
 ます。認知症の方やそのご家族
 だけでなく、地域の皆さんが
 気軽に集える場です。

このカフェかきつばたで提
 供している「日替わりデザ
 ート」をスタッフと一緒に企画し
 作ってくれる方を募集してい
 ます。ポランティアの方には美
 味しくヘルシーな「日替わりラ
 ンチ」を無料で試食できる特典
 付きです。介護・福祉に関する
 相談をすることも可能です。地
 域の皆さんで楽しいひととき



▲日替わりデザート
 「手作りプリン」

チームを組んでみんなで参加
 ロコモ体操コンテスト出場者募集！
 健康ポイント対象事業

ロコモティブシンドローム
 予防の普及啓発イベント「第
 3回ロコモ体操コンテスト」
 を開催します。

当日はコンテストのほかに、
 ロコモ体操の曲「ロコモかし
 こもサビないで」を作詞・作
 曲したりピート山中さんのミ
 ニコンサート、健康運動指導
 士によるミニ体操教室に加え
 て、薬剤師による健康相談コ
 ーナー（骨密度・握力測定

を過ごしませんか。

▼日時 10月11日(木)・25日(木)
 11時～14時(毎月第2・4(木)
 開催中)

▼会場 小規模多機能型居宅
 介護事業所かきつばた(南横
 川1726-16)

▼料金 日替わりランチほか
 定食メニュー500円、デザ
 ート200円、ドリンク10
 0円

問かきつばた
 ☎0475(72)8897

◆街資源再興プロジェクト会
 員募集！

海浜植物のハマボウフウを
 栽培して市の特産品を目指す
 ハマボウフウ特産品化プロジ
 エクトの活動をしています。

特産品化のホームページでは、
 活動内容をわかりやすく掲載
 しています。「大綱ハマボウ
 フウ」で検索してください。

市内の飲食店では、ハマボ
 ウフウを使った料理を提供し
 ています。お店の動画をYo
 uTubeにアップしていま

会も予定しています。
 ▼日時 11月10日(土)10時～
 ▼会場 保健文化センター3
 階ホール
 ▼対象 市内在住・在勤・在
 学の方(年齢不問)で構成さ
 れたおおむね5人以上10人ま
 での団体(10団体まで)
 ▼申込締切 10月12日(金)
 ※観覧のみ場合は申込不要
 申・問 高齢者支援課 高齢者支援班
 ☎0475(70)0332

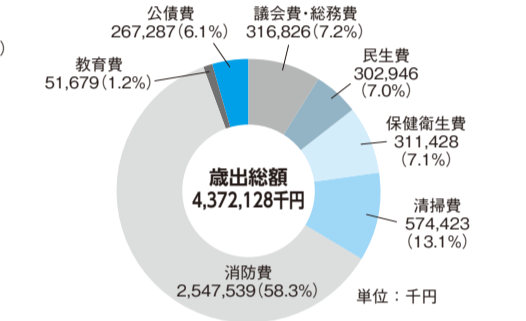
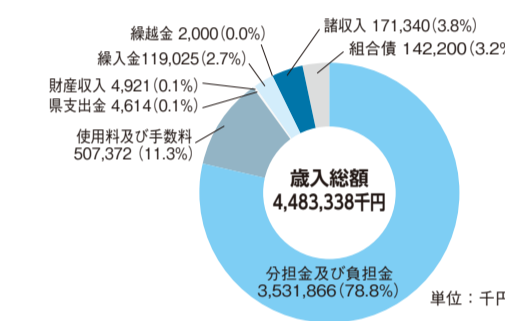
平成29年度山武郡市広域行政組合歳入歳出決算

山武郡市6市町の共同処理として山武郡市広域
 行政組合で行っている事務(消防業務、養護老人
 ホーム・老人デイサービスセンター・し尿処理施設・
 夜間急病診療所・斎場の運営、電子計算機による情
 報処理、介護認定審査会業務、教育相談業務など)
 の決算についてお知らせします。

万8千円、歳出総額43億7,212万8千円で、差引
 残額は1億1,121万円となっています。

収支額の前年度比較では、歳入が16.4%の減、
 歳出が15.9%の減となっています。

問山武郡市広域行政組合企画財政課
 ☎0475(54)0252



▲特産品化
 ホームページ

すので、ホームページからご
 覧ください。また、市内在住
 の方で食材としてのハマボウ
 フウ栽培に関心がある方、裁
 培畑での作業にご協力いただ
 ける方を募集中です。加工品
 開発にもご興味のある
 方、ご連絡ください。大綱白
 里の新たな特産品と一緒に作
 つてみませんか。

当団体は、白里海岸での環
 境の整備と自生する海浜植物
 ハマボウフウの保護・再生活
 動も行っていきます。

問 街資源再興プロジェクト事
 務局(まちサポ)
 ☎0475(72)8278
 080(4158)8011

◆新しい仲間を募集しています！
 市内の豊かな自然と文化を
 知って観て、30kmを歩く会を
 主催している団体です。

第13回目を11月17日(土)に開
 催する予定です。パソコンを得
 意とする方、コースの設置、コ
 ースマップの作成、飲食の手配
 等、空いている時間をできるこ
 とからお手伝いしていただい
 てる方を募集しています。定例会
 は次の日程で開催します。

▼日時 10月20日(土)17時～19時
 問ぐるっと大綱30kmウォーク
 実行委員会/佐々木
 ☎080(4158)8011

こちらは消費生活センターです！

クーリング・オフってなに？
 消費者を守る特別な制度を活用しよう！

クーリング・オフは、消費者が訪問
 販売や電話勧誘、訪問購入などの不
 意打ち的な勧誘で契約したり、マルチ
 商法などのしくみが複雑な取引で契約
 した場合に、一定期間であれば無条
 件に契約を解除できる制度です。クー
 リング・オフ期間は訪問販売や電話勧
 誘、訪問購入の場合は8日間で、マル
 チ商法の場合は20日間です。契約書
 面を受け取った日を1日目として期間
 内に発信すれば、効力があります。

ただし、通信販売など消費者が自ら
 の意思で契約した場合は、クーリン
 グ・オフができません。

◆Q&A

- Q1. 1週間前に自宅に業者が来て、
 消火器を設置しているかと聞かれて、
 勧められるまま契約してしまった。高
 額なので、解約したい。
 A1. 訪問販売に該当します。契約書
 面を受け取ってから8日以内であれば
 返金してもらえますので、クーリン
 グ・オフの手続きをしましょう。
- Q2. 3日前に自宅に業者が来て、不
 要な貴金属はないかと尋ねられ、指輪
 を強引に買い取られてしまった。形見
 の大切な品だったので返してほしい。
 A2. 訪問購入に該当します。契約書
 面を受け取ってから8日以内であ

ば、返品してもらえますので、クーリ
 ング・オフの手続きをしましょう。

Q3. インターネット通販で洋服を注文
 し、今日受け取った。イメージしていた
 ものと違うので返品したい。

A3. 通信販売に該当します。クーリ
 ング・オフはできませんが、返品が可能
 な場合もありますので、業者の規約を
 確認しましょう。

◆クーリング・オフの手続き方法

- クーリング・オフは必ずはがき等の
 書面で、期間内に通知しましょう。
 - はがきの両面を保管用にコピーして、
 特定記録郵便などで出しましょう。
 - 支払ったお金は返金してもらい、受
 け取った商品は引き取ってもらいま
 しょう。
- 契約トラブルで困ったことがあ
 れば、まずは消費生活センターにご相談
 ください。

〈参考〉国民生活センター クーリ
 ング・オフ(注目テーマ)

◆市消費生活センター

- ▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(木)・(金)
 10時～12時、13時～16時
 - ▶会場=中央公民館1階相談室
 - ▶相談電話=0475(70)0344
- 問地域づくり課市民協働推進班
 ☎0475(70)0342

高齢者の
 相談窓口

地域包括支援センターだより
 ～早めの相談を、介護保険～

◆介護保険制度

介護保険制度とは社会保障制度の
 1つで、市区町村が保険者となって運
 営しています。40歳以上の皆さんが
 加入者(被保険者)となって保険料を
 納め、介護が必要となったときには費
 用の一部を支払ってサービスを利用
 できるしくみです。保険料を納めて
 サービスを使うという点では、皆さん
 が病院を受診するときに使う医療保
 険と同じです。

しかし、異なる点として、介護保
 険を使うためには申請が必要であり、介
 護の認定を受けなければサービスの
 利用ができません。では、どのような
 場合に申請・認定が必要となるので
 しょうか。

◆申請・認定が必要となる場合

- ▶介護保険の施設に入所を希望す
 る場合=有料老人ホームなどと違
 い、特別養護老人ホーム、老人保健
 施設、グループホームなどの介護保
 険施設は、お元気なうちは申し込み
 ができません。認定が出て初めて、
 入所の申し込みができます。そのた
 め、入所を希望する場合、まずは介
 護の認定を受けなければなりません。
- ▶ご自宅で介護保険のサービスを使
 いたい場合
 ・訪問介護=ヘルパーに自宅へ来て

もらい、入浴や調理などの支援をして
 もらう

- 通所介護=デイサービス等に通り、
 食事・入浴・生活行為向上の支援、リ
 ハビリなどを行う
- 福祉用具貸与=杖、ベッド、車いす
 などを借りる

その他、いくつかのサービスがあ
 り、必要に応じて、組み合わせる使
 用ができます。介護の認定が出て
 自宅でサービスの利用を希望する場
 合には、ケアマネジャーが相談にの
 ってくれます。

介護保険は申請をしてから認定結
 果が出るまでに1か月程度の時間を要
 します。介護サービスは、ご本人がよ
 りよく生活するために、また家族の方
 の介護負担の軽減となります。「今
 後、介護が必要になるかも」「これっ
 て認知症かな」などの悩みや、「介護
 サービスを利用したい」という場合は
 早めに地域包括支援センターにご相
 談ください。

問地域包括支援センター

- ☎0475(70)0439
- FAX 0475(70)1093
- 在宅介護支援センター
 おおあみ緑の里
 ☎0475(73)5146
- 在宅介護支援センター杜の街
 ☎0475(70)1666